

町税の納期のお知らせ

第3期納期限 10月31日(木)まで

町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）は、納付書で納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落とします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容を記入してください。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ピンネ農業協同組合
- ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。

*第4期納期限 12月25日(水)

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

紙おむつ等購入費助成（10月～翌年3月分）の申請を受け付けています

2歳6カ月未満のお子さんのいるご家庭に、1カ月につき『紙おむつ4袋+燃やせるゴミのゴミ袋（40ℓ）1梱包』と交換できる引換券を交付しています。

対象となる方へ申請書を郵送しておりますので、希望される方は保健センターに10月中に申請書を提出してください。

- ・2歳6カ月になる月分までが交付対象となります。
- ・おむつが必要ない場合はご連絡ください。
- ・11月～翌年3月の間に申請をすることはできません。
- ・お子さんが生まれた時は、随時申請を受け付けています。
- ・町税や使用料等を滞納している場合は、助成の対象外となります。
- ・引換券は申請時に発行しておりません。滞納状況を確認し、おむつの用意ができ次第郵送いたします。

その他詳しい事やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100

令和6年10月から児童手当制度が変わりました

1. 所得制限の撤廃

所得制限限度額・所得上限限度額が撤廃となり、児童を養育している方すべてに児童手当が支給されます。

2. 支給対象年代の延長

支給対象年代が中学校卒業前から高校生年代まで延長されます。

※高校生年代：18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。

3. 第3子以降の支給額の増額

第3子以降の支給額が15,000円から30,000円に増額されます。

4. 支給回数の変更

年3回から年6回へ支給回数が変更となります。（偶数月に支給されます）

5. 多子加算の算定児童年齢の延長

大学生年代の子において、親等に経済的負担がある場合に多子加算のカウント対象となります。

※大学生年代：22歳に達する日以降の最初の3月31日までの子。

○改正内容

	改正前（令和6年9月まで）	改正後（令和6年10月以降）
支給対象	中学校卒業前の児童 （15歳到達後の最初の3月31日まで）	高校生年代までの児童 （18歳到達後の最初の3月31日まで）
所得制限	所得制限あり 所得額によって児童手当・特例給付に わかれます 所得上限限度額以上の方は支給対象外	所得制限なし
手当月額	・0～3歳未満 15,000円 ・3歳～小学校修了前 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・中学生 10,000円 ・特例給付 5,000円	・0～3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 ・3歳～ 高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
支給月	年3回（2月・6月・10月） 各前月までの4カ月分を支給	年6回（偶数月） 各前月までの2カ月分を支給
多子加算の カウント対象	高校生年代までの児童	受給者に経済的負担等がある 大学生年代までの子

○制度改正により下記に該当する方は申請が必要です。申請が必要な方には申請書類を送付いたします。

- ・高校生年代の児童のみを養育している方
- ・所得上限限度額超過により支給対象外となっている方
- ・高校生年代までの児童と大学生年代の子を合わせて3人以上養育している方

※これまで浦臼町で児童手当の申請をされたことがない方、浦臼町外に住所を有する児童を養育している方などは町で対象者の把握ができないため住民課住民係までお問い合わせください。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112